

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-316570
(P2005-316570A)

(43) 公開日 平成17年11月10日(2005.11.10)

(51) Int. Cl.⁷
G06K 17/00

F I
G06K 17/00

テーマコード(参考)
5B058

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2004-131198 (P2004-131198)	(71) 出願人	303050159 コニカミノルタフォトイメージング株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
(22) 出願日	平成16年4月27日(2004.4.27)	(74) 代理人	100090033 弁理士 荒船 博司
		(72) 発明者	荒川 潔 東京都日野市さくら町1番地 コニカミノルタフォトイメージング株式会社内
		Fターム(参考)	5B058 CA27 KA33

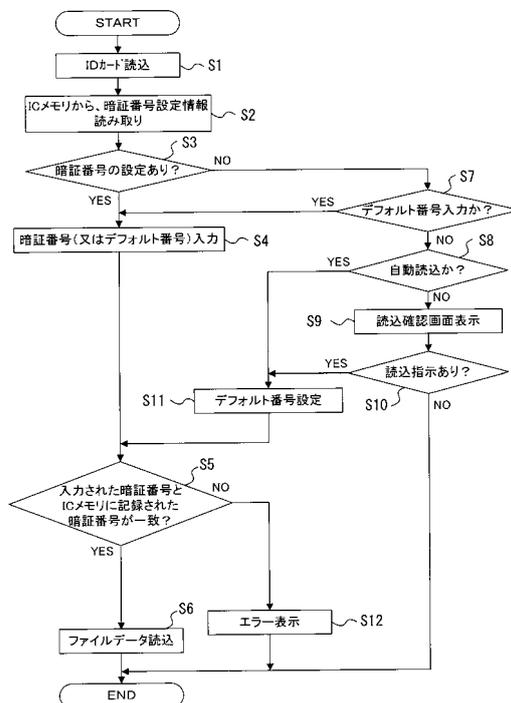
(54) 【発明の名称】 暗証情報確認装置及び暗証情報確認方法

(57) 【要約】

【課題】 暗証情報（暗証番号）の設定の有無に関わらず、IDカードの暗証情報又はデフォルト情報を確実に確認可能にする。

【解決手段】 暗証情報確認装置1では、IDカードに搭載されたICメモリから読み取られた暗証番号設定情報に基づいて暗証番号の設定の有無が判別され、暗証番号が設定されていないと判別された場合、カード保有者の入力部11の操作によって、デフォルト番号が入力される。そして、入力されたデフォルト番号と、ICメモリに記録されたデフォルト番号を照合することにより、両者が一致するか否かが判定され、両者が一致すると判定された場合に、入力されたデフォルト情報が正当であるとみなされ、ICメモリから、カード保有者の個人情報を読み出される。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

カード保有者の個人情報と、当該カード保有者の暗証情報の設定の有無を示す暗証情報設定情報が記録された ICメモリを内蔵した IDカードの暗証情報を確認するための暗証情報確認装置であって、

IDカードに暗証情報が設定されていない場合の処理方式を設定する処理方式設定手段と、

前記 IDカードの ICメモリから暗証情報設定情報を読み取る読取手段と、

前記読取手段により読み取られた暗証情報設定情報から、暗証情報の設定の有無を判別する設定情報判別手段と、

前記設定情報判別手段により暗証情報が設定されていないと判別された場合、前記処理方式設定手段により設定された処理方式により、暗証情報としてのデフォルト情報を用いて暗証情報を確認する処理を行う処理手段と、

を備えることを特徴とする暗証情報確認装置。

10

【請求項 2】

前記設定情報判別手段により暗証情報が設定されていないと判別された場合、暗証情報としてデフォルト情報を入力する入力手段を備え、

前記処理手段は、前記入力手段により入力されたデフォルト情報と、前記 ICメモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該入力されたデフォルト情報の正当性を判別することを特徴とする請求項 1 に記載の暗証情報確認装置。

20

【請求項 3】

前記設定情報判別手段により暗証情報が設定されていないと判別された場合、暗証情報としてデフォルト情報を設定するデフォルト情報設定手段を備え、

前記処理手段は、前記デフォルト情報設定手段により設定されたデフォルト情報と、前記 ICメモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該設定されたデフォルト情報の正当性を判別することを特徴とする請求項 1 に記載の暗証情報確認装置。

【請求項 4】

前記設定情報判別手段により暗証情報が設定されていないと判別された場合、前記 ICメモリに記録された個人情報の読込の有無を指定するための読込確認画面を表示部に表示する表示処理手段と、

前記読込確認画面において前記個人情報の読込が指定された場合に、暗証情報としてデフォルト情報を設定するデフォルト情報設定手段と、を備え、

前記処理手段は、前記デフォルト情報設定手段により設定されたデフォルト情報と、前記 ICメモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該設定されたデフォルト情報の正当性を判別することを特徴とする請求項 1 に記載の暗証情報確認装置。

30

【請求項 5】

前記処理手段によりデフォルト情報が正当であると判別された場合、前記 ICメモリから個人情報を読み込む読込手段を備えることを特徴とする請求項 2 ~ 4 の何れか一項に記載の暗証情報確認装置。

【請求項 6】

カード保有者の個人情報と、当該カード保有者の暗証情報の設定の有無を示す暗証情報設定情報が記録された ICメモリを内蔵した IDカードの暗証情報を確認するための暗証情報確認方法であって、

IDカードに暗証情報が設定されていない場合の処理方式を設定する処理方式設定工程と、

前記 IDカードの ICメモリから暗証情報設定情報を読み取る読取工程と、

前記読取工程において読み取られた暗証情報設定情報から、暗証情報の設定の有無を判別する設定情報判別工程と、

前記設定情報判別工程において暗証情報が設定されていないと判別された場合、前記処理方式設定工程において設定された処理方式により、暗証情報としてのデフォルト情報を

40

50

用いて暗証情報を確認する処理を行う処理工程と、
を含むことを特徴とする暗証情報確認方法。

【請求項 7】

前記設定情報判別工程において暗証情報が設定されていないと判別された場合、暗証情報としてデフォルト情報を入力する入力工程を含み、

前記処理工程では、前記入力工程において入力されたデフォルト情報と、前記 IC メモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該入力されたデフォルト情報の正当性が判別されることを特徴とする請求項 6 に記載の暗証情報確認方法。

【請求項 8】

前記設定情報判別工程において暗証情報が設定されていないと判別された場合、暗証情報としてデフォルト情報を設定するデフォルト情報設定工程を含み、

前記処理工程では、前記デフォルト情報設定工程において設定されたデフォルト情報と、前記 IC メモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該設定されたデフォルト情報の正当性が判別されることを特徴とする請求項 6 に記載の暗証情報確認方法。

【請求項 9】

前記設定情報判別工程において暗証情報が設定されていないと判別された場合、前記 IC メモリに記録された個人情報の読込の有無を指定するための読込確認画面を表示部に表示する表示処理工程と、

前記読込確認画面において前記個人情報の読込が指定された場合に、暗証情報としてデフォルト情報を設定するデフォルト情報設定工程と、を含み、

前記処理工程では、前記デフォルト情報設定工程において設定されたデフォルト情報と、前記 IC メモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該設定されたデフォルト情報の正当性が判別されることを特徴とする請求項 6 に記載の暗証情報確認方法。

【請求項 10】

前記処理工程においてデフォルト情報が正当であると判別された場合、前記 IC メモリから個人情報を読み込む読込工程を含むことを特徴とする請求項 7 ~ 9 の何れか一項に記載の暗証情報確認方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、社員証や各種免許証等の ID カードの暗証情報を確認するための暗証情報確認装置及び暗証情報確認方法に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、社員証や各種免許証等の ID カードを作成する際、不正使用を防ぐため、暗証番号を登録する必要がある。一般に、ID カードの申請者は、ID カード作成のための申請書において、暗証番号の設定の有無を指定する。暗証番号を設定する場合には、暗証番号を指定し、暗証番号を設定しない場合には、暗証番号としてデフォルトの番号が設定される。そして、暗証番号等の必要事項が記入された申請書により、ID カードの発行が受け付けられ、申請者の ID 番号、氏名、住所、年齢等の個人情報とともに、暗証番号又はデフォルト番号がホストコンピュータに登録される。そして、ID カード交付機関に設置された ID カード発行装置では、ホストコンピュータに登録された個人情報、暗証番号又はデフォルト番号に基づいて ID カードが発行される。

【0003】

最近では、IC メモリを内蔵した ID カードが普及している。このような IC メモリが内蔵された ID カードを作成する場合、ID カード発行装置により、ID 番号、氏名等が、紙やプラスチック製カードの表面に直接印字されるとともに、カードに内蔵された IC メモリに、個人情報、暗証番号又はデフォルト番号等が記録される。ID カードの IC メモリに記録されたデータを読み出す場合、入力装置を用いてカード保有者によって入力された暗証番号（又はデフォルト番号）と、IC メモリに記憶された暗証番号（又はデフォ

10

20

30

40

50

ルト番号)を比較し、両者が一致した場合にのみ、ICメモリに記録されたデータの読込が可能となる(例えば、特許文献1参照。)

【特許文献1】特許第2856393号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、利用頻度の少ないIDカードの場合、カード保有者が、暗証番号の設定の有無を忘れていた可能性があった。また、デフォルト番号は、カード保有者自身が指定した番号ではないため、カード保有者がデフォルト番号を忘れていた可能性があった。カード保有者が暗証番号の設定の有無を忘れていた場合、ICメモリに記憶された暗証暗号又はデフォルト番号と、カード保有者により入力された番号が一致しないことが多い。従って、何度も暗証番号又はデフォルト番号の入力操作を繰り返すと、入力回数が予め設定された許容回数を超え、以降、その暗証番号が使用できなくなることがあった。

10

【0005】

本発明の課題は、暗証情報(暗証番号)の設定の有無に関わらず、IDカードの暗証情報又はデフォルト情報を確実に確認可能にすることである。

【課題を解決するための手段】

【0006】

請求項1に記載の発明は、カード保有者の個人情報と、当該カード保有者の暗証情報の設定の有無を示す暗証情報設定情報が記録されたICメモリを内蔵したIDカードの暗証情報を確認するための暗証情報確認装置であって、IDカードに暗証情報が設定されていない場合の処理方式を設定する処理方式設定手段と、前記IDカードのICメモリから暗証情報設定情報を読み取る読取手段と、前記読取手段により読み取られた暗証情報設定情報から、暗証情報の設定の有無を判別する設定情報判別手段と、前記設定情報判別手段により暗証情報が設定されていないと判別された場合、前記処理方式設定手段により設定された処理方式により、暗証情報としてのデフォルト情報を用いて暗証情報を確認する処理を行う処理手段と、を備えることを特徴としている。

20

【0007】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の暗証情報確認装置において、前記設定情報判別手段により暗証情報が設定されていないと判別された場合、暗証情報としてデフォルト情報を入力する入力手段を備え、前記処理手段は、前記入力手段により入力されたデフォルト情報と、前記ICメモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該入力されたデフォルト情報の正当性を判別することを特徴としている。

30

【0008】

請求項3に記載の発明は、請求項1に記載の暗証情報確認装置において、前記設定情報判別手段により暗証情報が設定されていないと判別された場合、暗証情報としてデフォルト情報を設定するデフォルト情報設定手段を備え、前記処理手段は、前記デフォルト情報設定手段により設定されたデフォルト情報と、前記ICメモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該設定されたデフォルト情報の正当性を判別することを特徴としている。

40

【0009】

請求項4に記載の発明は、請求項1に記載の暗証情報確認装置において、前記設定情報判別手段により暗証情報が設定されていないと判別された場合、前記ICメモリに記録された個人情報の読込の有無を指定するための読込確認画面を表示部に表示する表示処理手段と、前記読込確認画面において前記個人情報の読込が指定された場合に、暗証情報としてデフォルト情報を設定するデフォルト情報設定手段と、を備え、前記処理手段は、前記デフォルト情報設定手段により設定されたデフォルト情報と、前記ICメモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該設定されたデフォルト情報の正当性を判別することを特徴としている。

【0010】

50

請求項 5 に記載の発明は、請求項 2 ~ 4 の何れか一項に記載の暗証情報確認装置において、前記処理手段によりデフォルト情報が正当であると判別された場合、前記 IC メモリから個人情報を読み込む読込手段を備えることを特徴としている。

【 0 0 1 1 】

請求項 6 に記載の発明は、カード保有者の個人情報と、当該カード保有者の暗証情報の設定の有無を示す暗証情報設定情報が記録された IC メモリを内蔵した ID カードの暗証情報を確認するための暗証情報確認方法であって、ID カードに暗証情報が設定されていない場合の処理方式を設定する処理方式設定工程と、前記 ID カードの IC メモリから暗証情報設定情報を読み取る読取工程と、前記読取工程において読み取られた暗証情報設定情報から、暗証情報の設定の有無を判別する設定情報判別工程と、前記設定情報判別工程において暗証情報が設定されていないと判別された場合、前記処理方式設定工程において設定された処理方式により、暗証情報としてのデフォルト情報を用いて暗証情報を確認する処理を行う処理工程と、を含むことを特徴としている。

10

【 0 0 1 2 】

請求項 7 に記載の発明は、請求項 6 に記載の暗証情報確認方法において、前記設定情報判別工程において暗証情報が設定されていないと判別された場合、暗証情報としてデフォルト情報を入力する入力工程を含み、前記処理工程では、前記入力工程において入力されたデフォルト情報と、前記 IC メモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該入力されたデフォルト情報の正当性が判別されることを特徴としている。

【 0 0 1 3 】

請求項 8 に記載の発明は、請求項 6 に記載の暗証情報確認方法において、前記設定情報判別工程において暗証情報が設定されていないと判別された場合、暗証情報としてデフォルト情報を設定するデフォルト情報設定工程を含み、前記処理工程では、前記デフォルト情報設定工程において設定されたデフォルト情報と、前記 IC メモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該設定されたデフォルト情報の正当性が判別されることを特徴としている。

20

【 0 0 1 4 】

請求項 9 に記載の発明は、請求項 6 に記載の暗証情報確認方法において、前記設定情報判別工程において暗証情報が設定されていないと判別された場合、前記 IC メモリに記録された個人情報の読込の有無を指定するための読込確認画面を表示部に表示する表示処理工程と、前記読込確認画面において前記個人情報の読込が指定された場合に、暗証情報としてデフォルト情報を設定するデフォルト情報設定工程と、を含み、前記処理工程では、前記デフォルト情報設定工程において設定されたデフォルト情報と、前記 IC メモリに記録された個人情報とを照合することにより、当該設定されたデフォルト情報の正当性が判別されることを特徴としている。

30

【 0 0 1 5 】

請求項 10 に記載の発明は、請求項 7 ~ 9 の何れか一項に記載の暗証情報確認方法において、前記処理工程においてデフォルト情報が正当であると判別された場合、前記 IC メモリから個人情報を読み込む読込工程を含むことを特徴としている。

【 発明の効果 】

40

【 0 0 1 6 】

本発明によれば、ID カードの IC メモリに記録された暗証情報設定情報から暗証情報の設定の有無を判別し、暗証情報が設定されていない場合は、予め設定された処理方式に従ってデフォルト情報の確認処理を行うようにしたことにより、カード保有者が暗証情報の設定の有無を忘れてしまっても、むやみに暗証情報を入力することなく、暗証情報又はデフォルト情報を確実に確認することができる。また、ID カードの暗証情報が設定されていない場合の処理方式を設定しておくことにより、使用目的に合わせた確認処理を行うことができる。

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 1 7 】

50

以下、図面を参照して、本発明の実施形態について詳細に説明する。

まず、本実施形態における構成について説明する。

【0018】

図1は、本実施形態のIDカード発行システム100の全体構成を示す図である。IDカード発行システム100は、図1に示すように、暗証情報確認装置1、IDカード発行装置2、ホストコンピュータ3、登録端末4、撮影装置5により構成され、各装置は、通信ネットワークNを介して相互に接続されている。ここで、通信ネットワークNは、専用線を利用して構築された通信ネットワークであり、LAN(Local Area Network)、WAN(Wide Area Network)等の回線形態を適用することが可能である。

【0019】

なお、1台のホストコンピュータ3に通信ネットワークNを介して接続される暗証情報確認装置1の台数、IDカード発行装置2の台数、登録端末4の台数、撮影装置5の台数は、特に限定されない。

【0020】

また、本実施形態において対象となるIDカードは、ICメモリを内蔵し、このICメモリに、ID番号、氏名、住所、所属、有効期限、年齢、性別、顔画像、暗証番号(又はデフォルト番号)等の種々の個人情報とともに、暗証番号の設定の有無を示すフラグ(以下、暗証番号設定情報という。)が電子データとして記録されている。また、IDカードの表面には、個人情報(又はその一部)と顔画像等が印字されているものとする。また、ICメモリに記録された情報は、書き換え不可能であるものとする。

【0021】

図1において、暗証情報確認装置1は、IDカードの暗証番号を確認するための装置であり、IDカードのICメモリから読み取られた暗証番号設定情報から、当該IDカードに暗証番号の設定の有無を判別し、判別結果に応じて暗証番号又はデフォルト番号の確認処理を行う。暗証情報確認装置1を構成する各部の詳細については、後に図2を参照して説明する。

【0022】

IDカード発行装置2は、IDカードの表面に個人情報(又はその一部)を印字するための印字部(図示略)と、IDカードのICメモリに、カード保有者の個人情報を記録するためのライタ(図示略)を備えており、ホストコンピュータ2から取得されたカード保有者の個人情報に基づいてIDカードを発行する。

【0023】

ホストコンピュータ3は、IDカード発行システム100を統括的に制御するコンピュータであり、DB(Data Base)31を備えている。このDB31には、IDカードの登録申請人(カード保有者)の個人情報(ID番号、氏名、住所、所属、有効期限、年齢、性別、暗証番号(又はデフォルト番号)、顔画像等)が格納されている。

【0024】

登録端末4は、PC(Personal Computer)等により構成され、IDカード交付機関の受付係員がキーボードやマウス等の入力デバイスを用いて入力したIDカードの登録申請人の個人情報(氏名、住所、所属、有効期限、年齢、性別、暗証番号等)を、ホストコンピュータ3に送信することによって、IDカードの会員登録を要請する。撮影装置5は、IDカードの登録申請人の顔画像を撮影し、顔画像の電子データをホストコンピュータ3に送信する。

【0025】

次に、本発明が適用された実施形態の暗証情報確認装置1の構成について説明する。図2に、暗証情報確認装置1の主要部構成を示す。暗証情報確認装置1は、図2に示すように、CPU(Central Processing Unit)10、入力部11、表示部12、通信部13、ROM(Read Only Memory)14、RAM(Random Access Memory)15、ICR/W16、OCR(Optical Character Reader)17により構成されている。

【0026】

10

20

30

40

50

CPU10は、ROM14に記憶された各種制御プログラムを読み出してRAM15内に展開し、それらの制御プログラムに従って暗証情報確認装置1の各部を制御する。以下、CPU10の制御動作について説明する。

【0027】

CPU10は、IDカードのICメモリから読み取られた暗証番号設定情報から、当該IDカードに暗証番号の設定の有無を判別し、判別結果に応じて暗証番号又はデフォルト番号を確認する暗証番号確認処理を実行する(図3参照)。

【0028】

また、CPU10は、IDカードに暗証番号が設定されていない場合の処理方式を予め設定し、暗証番号確認処理において、IDカードに暗証番号が設定されていないと判別した場合、予め設定された処理方式に従って、暗証番号又はデフォルト番号を確認し、ICメモリに記録された個人情報を読み出す処理を行う。ここで、予め設定された処理方式とは、カード保有者にデフォルト番号の入力を促し、入力されたデフォルト番号とICメモリに記録されたデフォルト番号を照合し、両者が一致する場合に個人情報を読み出す方式と、自動的に個人情報を読み出す方式と、カード保有者により個人情報の読取指示があった場合に個人情報を読み出す方式がある。

10

【0029】

入力部11は、文字入力キー、テンキー、カーソルキー及び各種機能キーを備えたキー入力装置や、マウス等のポインティングデバイス等を備え、キー入力装置やポインティングデバイスの操作による操作信号をCPU10に出力する。

20

【0030】

表示部12は、LCD(Liquid Crystal Display)、CRT(Cathode Ray Tube)等の表示ディスプレイを備え、CPU10から入力される表示信号に従って所要の表示処理を行う。

【0031】

通信部13は、LANアダプタ等によって構成され、通信ネットワークNを介して、IDカード発行装置2、ホストコンピュータ3等の外部装置と通信を行うための制御を行う。

【0032】

ROM14は、CPU10で実行される各種制御プログラム、これらのプログラムで使用されるデータを格納している。

30

【0033】

RAM15は、CPU10により実行される各種制御プログラムや各種アプリケーションプログラムをプログラム格納エリアに展開する。また、RAM15は、入力データ及び上記の制御プログラムの実行時に生じる処理結果等のデータをワークエリアに一時的に格納する。

【0034】

ICR/W16は、ICメモリへのデータの書き込み、ICメモリからのデータの読み取りを行う装置である。OCR17は、IDカードの表面に印字された文字を認識し、認識された文字のテキストデータをCPU10に出力する。

40

【0035】

次に、本実施形態における動作について説明する。

図3に示すフローチャートは、暗証情報確認装置1を構成するコンピュータに各機能を実現させるためのプログラムを説明するためのものである。本実施形態では、このプログラムが、CPU10が読み取り可能なプログラムコードの形態で記録媒体に格納されている例で説明するが、全ての機能を記録媒体に格納する必要はなく、必要に応じて、その一部又は全部を、通信ネットワークNを介して外部装置から受信して実現するようにしてもよい。

【0036】

図3のフローチャートを参照して、暗証情報確認装置1において実行される暗証番号確

50

認処理について説明する。

【0037】

まず、IC R/W 16により、IDカードのICメモリが読み込まれ(ステップS1)、暗証番号設定情報が読み取られる(ステップS2)。次いで、ステップS2で読み取られた暗証番号設定情報から、カード所有者の暗証番号が設定されているか否かが判定される(ステップS3)。

【0038】

ステップS3において、カード所有者の暗証番号が設定されていると判定された場合(ステップS3; YES)、表示部12に、暗証番号入力画面が表示され、カード所有者による入力部11の操作によって暗証番号が入力される(ステップS4)。暗証番号が入力されると、その入力された暗証番号と、ICメモリに記録された暗証番号が一致するか否かが判定される(ステップS5)。

10

【0039】

ステップS5において、ICメモリに記録された暗証番号とステップS4において入力された暗証番号が一致しないと判定された場合(ステップS5; NO)、表示部12に、暗証番号が一致しなかった旨を通知するエラーメッセージが表示され(ステップS12)、本暗証番号確認処理が終了する。

【0040】

ステップS5において、ICメモリに記録された暗証番号とステップS4において入力された暗証番号が一致すると判定された場合(ステップS5; YES)、入力された暗証番号は正当であると判断され、当該ICメモリから、個人情報を示すファイルデータが読み込まれ(ステップS6)、本暗証番号確認処理が終了する。

20

【0041】

ステップS3において、カード所有者の暗証番号が設定されていないと判定された場合(ステップS3; NO)、暗証番号が設定されていない場合の処理方式が以下のように判別される(ステップS7及びS8)。まず、デフォルト番号の入力が設定されているか否かが判定される(ステップS7)。

【0042】

ステップS7において、デフォルト番号の入力が設定されていると判定された場合(ステップS7; YES)、表示部12に、暗証番号入力画面が表示され、カード所有者による入力部11の操作によってデフォルト番号が入力される(ステップS4)。デフォルト番号が入力されると、その入力されたデフォルト番号と、ICメモリに記録されたデフォルト番号が一致するか否かが判定され(ステップS5)、両者が一致する場合(ステップS5; YES)、入力されたデフォルト番号が正当であると判断され、当該ICメモリからファイルデータが読みこまれ(ステップS6)、本暗証番号確認処理が終了する。両者が一致しない場合は(ステップS5; NO)、表示部12にエラーメッセージが表示され(ステップS12)、本暗証番号確認処理が終了する。

30

【0043】

ステップS7において、デフォルト番号の入力が設定されていないと判定された場合(ステップS7; NO)、ICメモリに記録されたファイルデータの自動読込が設定されているか否かが判定される(ステップS8)。

40

【0044】

ステップS8において、ファイルデータの自動読込が設定されていると判定された場合(ステップS8; YES)、暗証番号として予め決定されたデフォルト番号が設定される(ステップS11)。次いで、ステップS11で設定されたデフォルト番号と、ICメモリに記録されたデフォルト番号が一致するか否かが判定され(ステップS5)、両者が一致する場合(ステップS5; YES)、設定されたデフォルト番号が正当であると判断され、当該ICメモリからファイルデータが読みこまれ(ステップS6)、本暗証番号確認処理が終了する。

【0045】

50

ステップ S 8 において、ファイルデータの自動読込が設定されていないと判定された場合（ステップ S 8 ; N O）、表示部 1 2 に、I C メモリに記録されたファイルデータの読込の有無を指定するための読込確認画面が表示される（ステップ S 9）。この読込確認画面には、ファイルデータの読込の有無を指示するためのボタンが表示されている。

【 0 0 4 6 】

読込確認画面において、入力部 1 1 の操作によりファイルデータの読込が指示された場合（ステップ S 1 0 ; Y E S）、暗証番号として予め決定されたデフォルト番号が設定される（ステップ S 1 1）。次いで、ステップ S 1 1 で設定されたデフォルト番号と、I C メモリに記録されたデフォルト番号が一致するか否かが判定され（ステップ S 5）、両者が一致する場合（ステップ S 5 ; Y E S）、設定されたデフォルト番号が正当であると判断され、当該 I C メモリからファイルデータが読み込まれ（ステップ S 6）、本暗証番号確認処理が終了する。

10

【 0 0 4 7 】

なお、図 3 のフローチャートでは、暗証番号又はデフォルト番号の正当であると判断された場合に、I C メモリに記録されたファイルデータを読み込むようにしたが、ホストコンピュータ 3 から、該当する個人情報に対応するファイルデータを取得するようにしてもよい。

【 0 0 4 8 】

以上のように、本実施形態の暗証情報確認装置 1 によれば、I D カードの I C メモリに記録された暗証番号設定情報から暗証番号の設定の有無を判別し、暗証番号が設定されていない場合は、予め設定された処理方式（デフォルト番号の入力、個人情報の自動読込、カード保有者の指示による個人情報の読込）に従ってデフォルト番号の確認処理を行うようにしたことにより、カード保有者が暗証番号の設定の有無を忘れてしまっても、むやみに暗証番号を入力することなく、暗証番号又はデフォルト番号を確実に確認することができる。また、I D カードの暗証番号が設定されていない場合の処理方式を設定しておくことにより、使用目的（セキュリティ）に合わせた確認処理を行うことができる。

20

【 0 0 4 9 】

なお、本実施形態における記述内容は、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で適宜変更可能である。

【 図面の簡単な説明 】

30

【 0 0 5 0 】

【 図 1 】 本発明の実施形態の I D カード発行システムの構成を示す図。

【 図 2 】 本発明が適用された実施形態の暗証情報確認装置の主要部構成を示す図。

【 図 3 】 本実施形態の暗証情報確認装置において実行される暗証番号確認処理を示すフローチャート。

【 符号の説明 】

【 0 0 5 1 】

1 暗証情報確認装置

1 0 C P U

1 1 入力部

1 2 表示部

1 3 通信部

1 4 R O M

1 5 R A M

1 6 I C R / W

1 7 O C R

2 I D カード発行装置

3 ホストコンピュータ

3 1 D B

4 登録端末

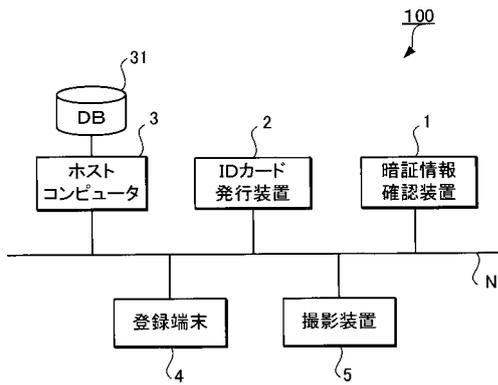
40

50

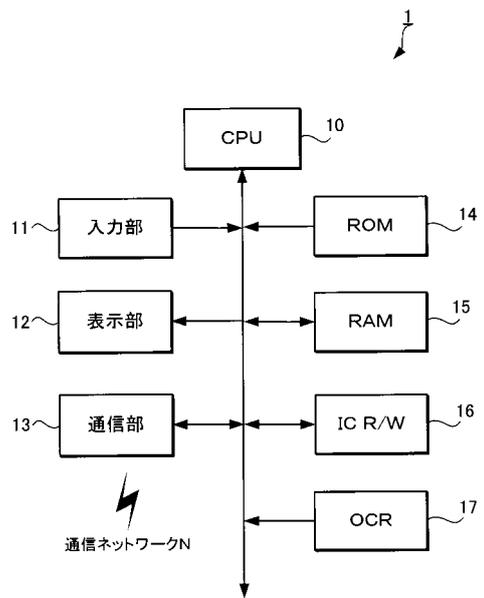
5 撮影装置

100 IDカード発行システム

【図1】



【図2】



【図3】

